

平成25年12月定例会

和歌山県議会議案

平成25年度和歌山県一般会計補正予算

平成25年度和歌山県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ167,883千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ579,405,016千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費の補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債の補正」による。

平成25年12月3日提出

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		千円 160,271,840	千円 16,672	千円 160,288,512
	1 地方交付税	160,271,840	16,672	160,288,512
7 分担金及び負担金		943,256	7,900	951,156
	2 負担金	928,251	7,900	936,151
10 財産収入		820,644	176	820,820
	1 財産運用収入	498,224	176	498,400
12 繰入金		19,697,594	79,371	19,776,965
	2 基金繰入金	19,152,190	79,371	19,231,561
14 諸収入		106,125,611	4,564	106,130,175
	7 雑収入	2,388,270	4,564	2,392,834
15 県債		86,323,000	59,200	86,382,200
	1 県債	86,323,000	59,200	86,382,200
歳入合計		579,237,133	167,883	579,405,016

(歳 出)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		千円 66,256,896	千円 88,883	千円 66,345,779
	1 社 会 福 祉 費	50,580,567	88,883	50,669,450
8 土 木 費		83,978,788	79,000	84,057,788
	3 河 川 海 岸 費	21,430,154	79,000	21,509,154
歳 出 合 計		579,237,133	167,883	579,405,016

第2表 繰越明許費の補正

1 追加

款	項	事業名	金額
11 災害復旧費			1,571,046 <small>千円</small>
	2 土木施設災害復旧費		1,571,046
		土木施設災害復旧	1,571,046
合		計	1,571,046

第3表 債務負担行為の補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 平成25年度和歌山すみれホーム改築整備	自 平成25年度 至 平成27年度 (3年)	千円 874,431
2 平成25年度がん検診・健康診査機器整備	自 平成25年度 至 平成26年度 (2年)	100,000
3 平成25年度和歌川ポンプ場外施設管理業務委託	自 平成25年度 至 平成28年度 (4年)	165,477

第4表 地方債の補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害緊急砂防	<p style="text-align: center;">千円</p> <p style="text-align: center;">29,500</p>	<p>(1)借入先 政府、銀行 又はその他</p> <p>(2)借入時期 平成25年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又 は債券発行</p>	<p style="text-align: center;">%</p> <p style="text-align: center;">5.0以内</p> <p>(ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)</p>	<p>公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。</p> <p>ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。</p>

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
防 災 対 策 事 業	千円 131,700	(1)借 入 先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成25年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につい ては、その融通条 件により、銀行そ の他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 161,400	(1)借 入 先 政府、銀行又 はその他 (2)借入時期 平成25年度 ただし、事業そ の他の都合によ り起債額の全部 又は一部を後年 度へ繰越して起 債することがで きる。 (3)借入方法 普通貸借又は 債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金については、 その融通条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するものと する。 ただし、県財政の都合 により、年限変更、繰上 償還又は低利借換えする ことができる。